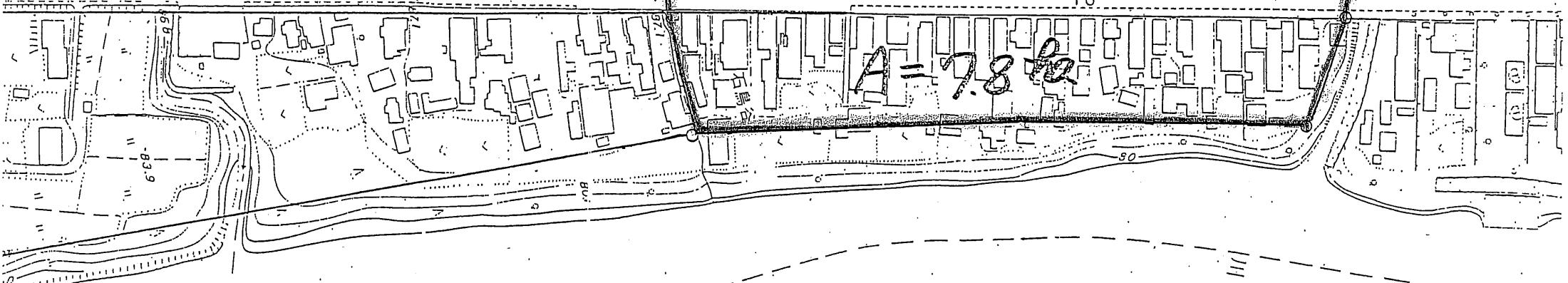
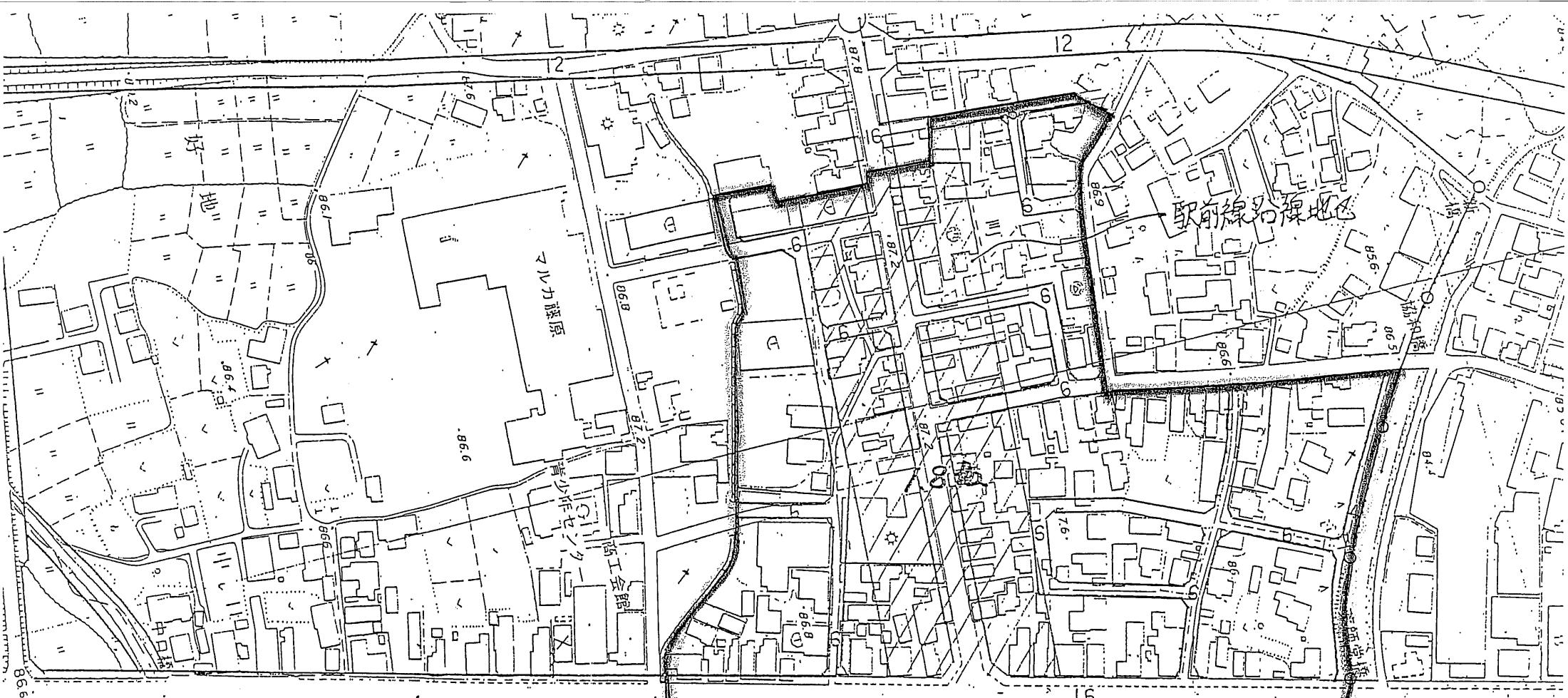


## ◎ 石鳥谷駅前地区地区計画 計画書

計画決定：昭和60年12月24日

石鳥谷町告示第111号

名 称	石鳥谷駅前地区地区計画			
位 置	稗貫郡石鳥谷町好地第6地割、第7地割及び第17地割			
面 積	約 7.8 ha			
区域の整備開発及び保全の方針	地区計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路駅前線、好地・上口線、好地・小森林線沿いは本町の表玄関として、また地区的顔として居住者、来街者が快適に買物等ができる商業業務地として魅力あるまちづくりをすすめる。</li> <li>その他の地区は、生活道路の整備を中心に上記と調和した良好な居住環境の形成をめざす。</li> </ul>		
	土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路沿いは、商業業務地として一層の集積をはかり、土地利用の効率化をはかる。</li> <li>その他の地区は良好な居住地として、土地利用の増進をはかる。</li> </ul>		
	地区施設の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>巾員6mを原則に主要な区画街路を現道線形を重視して整備する。</li> </ul>		
	建築物等の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路沿いの建築物について、町の表玄関、そして地区の顔としての魅力ある街並み形成をめざし、その外壁面については基調とする色彩を伝統的建築材料である“木”的色に統一する。</li> <li>また、沿線建築物の道路に面する1階部分における用途を商業および事務所等に供することを原則とし、商業業務地としての一層の集積をはかる。</li> <li>商業地、住居地を問わず緑化を推進し、地区全体を緑豊かな潤いのある都市空間として整備をすすめる。</li> <li>都市計画道路沿いの看板、標識等、屋外広告物については、その設置位置、デザイン等について考慮し、良好な景観形成をめざす。</li> </ul>		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	巾員6mのもの 約 1,280m (図のとおり)	巾員4mのもの 約 150m (図のとおり)
	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称 都市計画道路駅前線沿線地区	その他の地区
		区分の面積	1.8 ha	
		建築物等の用途の制限	都市計画道路駅前線に面する1階部分は商業および事務所等の用途とする。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	沿線に面する外壁線は茶系統の色を基調とする。	
		かき又はさくの構造の制限	沿線に面し、垣または柵等を設ける場合、これを生け垣とする。	道路に面し、垣または柵等を設ける場合、これを生け垣とする。



石鳥谷駅前地区 城邑計画

S = 2500:1